

九州大学内地研究員受入規程

平成16年度九大規程第90号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 9月19日
(令和元年度九大規程第44号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における内地研究員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内地研究員は、国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）の教員を本学に受入れ、その専攻する学問分野の研究に専念させることにより、当該教員の教育研究能力の向上を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 内地研究員として受入れることができる者は、国立大学等の教授、准教授、講師及び助教とする。

(受入れの許可)

第4条 教員を内地研究員として派遣しようとする国立大学等（以下「派遣大学等」という。）の長は、所定の内地研究員申請書をもって当該教員が研究に従事することを希望する部局（以下「研修部局」という。）の長に申請するものとする。

2 研修部局の長は、受入れが適当であるときは、その受入れを総長に申請するものとする。

3 総長は、前項の申請があった場合において、受入れが適当であると認めるときは、これを許可するものとする。

(研究期間)

第5条 内地研究員の研究期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

2 前項に定める研究期間は、研究開始日の属する月から研究終了日の属する月までの月数とする。

3 総長は、派遣大学等の長から内地研究員の研究期間の更新の申請があったときは、研修部局の長と協議を行い、研究の継続の必要があると認めるときは、これを許可するものとする。

(研究方法)

第6条 内地研究員は、指導教授等の指導のもとに、本学の施設及び設備を利用して研究に従事するものとする。

(研究料)

第7条 内地研究員の研究料は、次のとおりとする。

| 区 分 | 研 究 料 |
|-----|-------------|
| 教 授 | 月額 29,000 円 |
| 准教授 | 月額 16,000 円 |
| 講 師 | 月額 12,000 円 |
| 助 教 | 月額 7,200 円 |

2 派遣大学等の長は、内地研究員の受入れを許可されたときは、前項の研究料に研究期間の月数を乗じた額を納入しなければならない。

3 本学が指定する日までに研究料を納入しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

4 内地研究員の研究内容等により第1項の研究料の額を増額する必要がある場合においては、

総長は、派遣大学等の長と協議の上、その額を別に定めることができる。

5 既納の研究料は、返還しない。

(旅費)

第8条 内地研究員の旅費は、当該派遣大学等が支給するものとする。

(研究の開始)

第9条 内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、研究開始の日に研究開始届を派遣大学等の長に提出しなければならない。

(研究の中断)

第10条 内地研究員は、研究を中断したときは、直ちにその理由を付して、派遣大学等の長に報告しなければならない。

(研究の中止)

第11条 総長は、内地研究員が研究を継続することが不相当と認められるときは、研修部局長と協議を行い、研究の中止を命じることができる。

2 派遣大学等の長は、内地研究員の研究を中止しようとするときは、総長に申し出なければならない。

(研究の終了)

第12条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、研究終了届及び研究成果報告書を派遣大学等の長に提出しなければならない。

(内地研究員の責務)

第13条 内地研究員は、当該研究の従事にあたっては、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消)

第14条 内地研究員が、前条の規定に違反し、又は内地研究員としてふさわしくない行為があったときは、総長は、当該内地研究員の受入れの許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、内地研究員の受入れに関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第124号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第137号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第151号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第44号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。